

金融再生法開示債権報告

金融再生法開示債権(単体)

(単位：千万円)

債権区分	平成29年3月末	平成28年3月末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3	1	2
危険債権	23	26	▲ 3
要管理債権	0	0	0
正常債権	3,120	3,076	44
合 計	3,147	3,104	43

注1 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続きなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいう。

注2 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

注3 要管理債権

● 3カ月以上延滞債権：元本または利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権をいう。

● 貸出条件緩和債権：経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権をいう。

(注) いずれも「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」「危険債権」を除く。なお、要管理債権は貸出金単位で分類します。

注4 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記以外に区分される債権をいう。